

議案第 23 号

令和 6 年 12 月刈谷市議会定例会提出議案（令和 6 年度刈谷市教育費
12 月補正予算、工事請負契約の変更、指定管理者の指定）に関する
意見の聴取について

令和 6 年 12 月刈谷市議会定例会提出議案（令和 6 年度刈谷市教育費 12 月補正
予算、工事請負契約の変更、指定管理者の指定）に関する意見の聴取については別
紙のとおりであり、意見を求める。

令和 6 年 11 月 18 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 1 項第 10
号の規定により必要があるからである。

令和6年度刈谷市教育費12月補正予算(案)

【歳出】

(単位：千円)

科 目	補 正 額	事 業 等 内 容
10款 教育費		
1項 教育総務費	△ 15,112	
2目 事務局費	11,428	職員人件費事業 11,401 ・給料・職員手当等・共済費 11,401 特別職人件費事業 27 ・給料・職員手当等・共済費 27
3目 教育指導費	△ 26,540	学齢簿システム等改修事業 △ 26,540 ・システム開発委託料 △ 26,540
2項 小学校費	33,788	
1目 学校管理費	33,788	小学校改修事業 7,600 ・改修工事費 7,600 ICT教育事業 26,188 ・修繕料 26,188
3項 中学校費	71,736	
1目 学校管理費	23,567	中学校改修事業 13,200 ・改修工事費 13,200 ICT教育事業 10,367 ・修繕料 10,367
2目 教育振興費	48,169	教科書指導書等整備事業 48,169 ・消耗品費 48,169
4項 特別支援学校費	2,388	
1目 学校管理費	2,388	ICT教育事業 439 ・業務委託料 253 ・教育用備品購入費 186 管理用備品等整備事業 1,949 ・消耗品費 249 ・管理用備品購入費 1,700
5項 社会教育費	59,102	
1目 社会教育総務費	7,882	職員人件費事業 4,725 ・給料・職員手当等・共済費 4,725 集会所設置等補助事業 3,046 ・集会所解体費補助金 3,046 加藤与五郎顕彰科学教育振興基金積立事業 111 ・加藤与五郎顕彰科学教育振興基金積立金 111
3目 社会教育センター費	△ 345	職員人件費事業 △ 345 ・給料・職員手当等・共済費 △ 345
4目 図書館費	2,749	職員人件費事業 2,749 ・給料・職員手当等・共済費 2,749
6目 郷土資料館費	111	職員人件費事業 111 ・給料・職員手当等・共済費 111

科 目	補 正 額	事 業 等 内 容
7目 美術館費	△ 7,850	職員人件費事業 △ 8,895 ・給料・職員手当等・共済費 △ 8,895 美術品等購入基金積立事業 1,045 ・美術品等購入基金積立金 1,045
8目 市民センター費	22,779	職員人件費事業 22,779 ・給料・職員手当等・共済費 22,779
13目 歴史博物館費	33,776	職員人件費事業 △ 8,224 ・給料・職員手当等・共済費 △ 8,224 資料収蔵庫整備事業 42,000 ・建設工事費 42,000
6項 保健体育費	186,407	
3目 体育施設管理費	186,612	職員人件費事業 2,612 ・給料・職員手当等・共済費 2,612 ウイングアリーナ刈谷等施設改修事業 97,000 ・改修工事費 97,000 体育館等施設改修事業 11,000 ・改修工事費 11,000 亀城グラウンド整備事業 76,000 ・整備工事費 76,000
4目 給食センター費	△ 205	職員人件費事業 △ 2,080 ・給料・職員手当等・共済費 △ 2,080 施設管理事業 1,075 ・修繕料 1,075 設備整備事業 410 ・修繕料 410 給食配送事業 390 ・修繕料 390
10款教育費 補正額合計	338,309	補正後 10款教育費 9,538,480

予算額構成比	13.1	%
--------	------	---

亀城グラウンド整備事業

担当 スポーツ課

(直通 63-6040、内線 2905)

事業費

76,000千円(10款6項3目) ※繰越明許費の設定

事業の概要

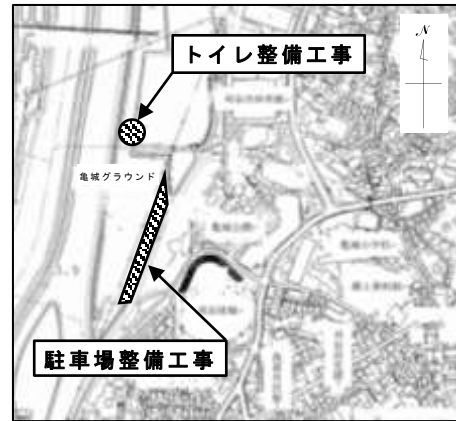
利用者の利便性の向上を図るため、亀城グラウンドに水洗トイレ及び駐車場を整備する。

(1) 事業箇所 逢妻町

(2) トイレ整備工事

ア 構造 鉄骨造(河川増水時などの緊急時に
クレーン等で地上部の移動が可能)

(3) 駐車場整備工事



議案第 号

工事請負契約の変更について

令和 5 年 6 月 20 日に締結した住吉小学校擁壁改修工事請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 6 年 12 月 4 日提出

刈谷市長 稲垣 武

- | | | | | |
|---|---------|-------------------|-----|---------------|
| 1 | 工 事 名 | 住吉小学校擁壁改修工事 | | |
| 2 | 工 事 場 所 | 刈谷市住吉町 3 丁目 70 番地 | | |
| 3 | 変 更 事 項 | 請負契約金額 | 変更前 | 204,923,400 円 |
| | | | 変更後 | 243,258,400 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 刈谷市相生町 3 丁目 3 番地 | | |
| | | アイシン開発株式会社 | | |
| | | 代表取締役 中 村 武 司 | | |

提案理由

この案を提出したのは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を得る必要があるからである。

議案第 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

刈谷市長 稲垣 武

1 施設の名称及び指定管理者

施設の名称	指定管理者
刈谷西部市民館	刈谷市司町 3 丁目 6 4 番地 刈谷西部市民館運営委員会
刈谷中部市民館	刈谷市銀座 4 丁目 1 1 7 番地 3 刈谷中部市民館運営委員会
刈谷東部市民館	刈谷市新栄町 3 丁目 3 6 番地 1 刈谷東部市民館運営委員会
元刈谷市民館	刈谷市御幸町 4 丁目 1 5 番地 1 元刈谷市民館運営委員会
熊市民館	刈谷市八幡町 7 丁目 7 5 番地 熊市民館運営委員会
高津波市民館	刈谷市高倉町 1 丁目 4 1 2 番地 高津波市民館運営委員会
小山市民館	刈谷市小山町 1 丁目 8 1 0 番地 小山市民館運営委員会
重原市民館	刈谷市重原本町 1 丁目 6 7 番地

	重原市民館運営委員会
桜市民館	刈谷市神明町 2 丁目 3 0 番地 桜市民館運営委員会
井ヶ谷市民館	刈谷市井ヶ谷町桜島 4 6 番地 井ヶ谷市民館運営委員会
東境市民館	刈谷市東境町登り坂 1 6 番地 東境市民館運営委員会
西境市民館	刈谷市西境町池下 2 番地 西境市民館運営委員会
今川市民館	刈谷市今川町 1 丁目 4 0 2 番地 2 今川市民館運営委員会
今岡市民館	刈谷市今岡町宮丘 6 8 番地 今岡市民館運営委員会
一里山市民館	刈谷市一里山町金山 6 1 番地 1 一里山市民館運営委員会
一ツ木市民館	刈谷市一ツ木町 4 丁目 3 7 番地 3 一ツ木市民館運営委員会
泉田市民館	刈谷市泉田町五月折戸 8 8 番地 5 泉田市民館運営委員会

築地市民館	刈谷市築地町５丁目２番地３ 築地市民館運営委員会
小垣江市民館	刈谷市小垣江町清水２番地１４ 小垣江市民館運営委員会
高須市民館	刈谷市高須町巽５番地１ 高須市民館運営委員会
半城土市民館	刈谷市半城土中町１丁目１０番地６ 半城土市民館運営委員会
野田市民館	刈谷市野田町森前４番地１ 野田市民館運営委員会
東刈谷市民館	刈谷市末広町３丁目２番地２ 東刈谷市民館運営委員会

２ 指定の期間 令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

提案理由

この案を提出したのは、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を得る必要があるからである。

氏名省略

指 定 管 理 者 候 補 者 選 定 調 書

施 設 名	コミュニティ施設（刈谷西部市民館、刈谷中部市民館、刈谷東部市民館、元刈谷市民館、熊市民館、高津波市民館、小山市民館、重原市民館、桜市民館、井ヶ谷市民館、東境市民館、西境市民館、今川市民館、今岡市民館、一里山市民館、一ツ木市民館、泉田市民館、築地市民館、小垣江市民館、高須市民館、半城土市民館、野田市民館及び東刈谷市民館）
選 定 方 法	任意（再指定）
指 定 管 理 者 候 補 者	1 刈谷西部市民館 刈谷市司町3丁目64番地 刈谷西部市民館運営委員会 2 刈谷中部市民館 刈谷市銀座4丁目117番地3 刈谷中部市民館運営委員会 3 刈谷東部市民館 刈谷市新栄町3丁目36番地1 刈谷東部市民館運営委員会 4 元刈谷市民館 刈谷市御幸町4丁目15番地1 元刈谷市民館運営委員会 5 熊市民館 刈谷市八幡町7丁目75番地 熊市民館運営委員会 6 高津波市民館 刈谷市高倉町1丁目412番地 高津波市民館運営委員会 7 小山市民館 刈谷市小山町1丁目810番地 小山市民館運営委員会 8 重原市民館 刈谷市重原本町1丁目67番地 重原市民館運営委員会

指 定 管 理 者 候 補 者	9 桜市民館 刈谷市神明町2丁目30番地 桜市民館運営委員会 10 井ヶ谷市民館 刈谷市井ヶ谷町桜島46番地 井ヶ谷市民館運営委員会 11 東境市民館 刈谷市東境町登り坂16番地 東境市民館運営委員会 12 西境市民館 刈谷市西境町池下2番地 西境市民館運営委員会 13 今川市民館 刈谷市今川町1丁目402番地2 今川市民館運営委員会 14 今岡市民館 刈谷市今岡町宮丘68番地 今岡市民館運営委員会 15 一里山市民館 刈谷市一里山町金山61番地1 一里山市民館運営委員会 16 一ツ木市民館 刈谷市一ツ木町4丁目37番地3 一ツ木市民館運営委員会 17 泉田市民館 刈谷市泉田町五月折戸88番地5 泉田市民館運営委員会 18 築地市民館 刈谷市築地町5丁目22番地3 築地市民館運営委員会 19 小垣江市民館 刈谷市小垣江町清水25番地14 小垣江市民館運営委員会
----------------------------	--

指 定 管 理 者 候 補 者	2 0 高須市民館 刈谷市高須町巽 5 番地 1 高須市民館運営委員会 2 1 半城土市民館 刈谷市半城土中町 1 丁目 1 0 番地 6 半城土市民館運営委員会 2 2 野田市民館 刈谷市野田町森前 4 0 番地 1 野田市民館運営委員会 2 3 東刈谷市民館 刈谷市末広町 3 丁目 2 番地 2 東刈谷市民館運営委員会
指 定 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）
指定管理者に行 わせる業務範囲	1 各市民館の利用に関する業務 2 各市民館の維持管理に関する業務
任意指定に関す る 根 拠 条 項	刈谷市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例 第 5 条第 1 項第 2 号及び第 3 号
選 定 の 理 由	1 コミュニティ施設は、地域住民の交流を深め、福祉の増進を図るために設置された施設であり、地域の実情に即した管理運営を行う必要があるため。 2 各市民館運営委員会は、コミュニティ施設の管理運営を目的として、それぞれの地区又は公民館の役員等で組織された団体であり、地域のボランティア活動などにより、経費の削減を図っているため。 3 各市民館運営委員会は、各市民館の指定管理者として安定した管理運営実績があるため。 4 利用者のアンケートにおいて、満足度の高い回答を得ており、良好な管理運営を行っているとは判断できるため。
主 管 部 課 等 名	教育部生涯学習課

氏名省略

議案第 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

刈谷市長 稲 垣 武

- 1 施設の名称 亀城グラウンド
 双葉グラウンド
- 2 指定管理者 刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地
 一般社団法人刈谷にぎわいオフィス
 理事長 鈴 木 克 幸
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

この案を提出したのは、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得る必要があるからである。

指 定 管 理 者 候 補 者 選 定 調 書

施 設 名	亀城グラウンド及び双葉グラウンド
選 定 方 法	任意（新規）
指 定 管 理 者 候 補 者	刈谷市東陽町１丁目１番地 一般社団法人刈谷にぎわいオフィス 理事長 鈴木 克 幸
指 定 期 間	令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで（２年間）
指定管理者に行 わせる業務範囲	１ 亀城グラウンド及び双葉グラウンドの利用に関する業務 ２ 亀城グラウンド及び双葉グラウンドの維持管理に関する業務
任意指定に関す る 根 拠 条 項	刈谷市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第５条第１項第３号及び第４号
選 定 の 理 由	１ 一般社団法人刈谷にぎわいオフィスは、市が設置する施設の目的を効果的に達成し、にぎわいの創出及び市の発展を図るため設立した団体であり、高齢者を雇用することにより、地域の高齢者雇用の創出に寄与するとともに、経費の削減を図っているため。 ２ 令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの間、刈谷市体育館、刈谷球場、小垣江グラウンド、井ヶ谷グラウンド及び港町グラウンドの指定管理者として指定を受けており、亀城グラウンド及び双葉グラウンドと規模が同程度の類似施設と一体的に管理することにより、効率的な管理運営が期待できるため。
主 管 部 課 等 名	教育部スポーツ課